

慶弔見舞金等の給付

給

慶弔見舞金等の種類

会員や会員家族の慶弔などの際には、会員からの請求により給付金が支給されます。

※結婚、出産、会員死亡、家族死亡があった場合は、必ず「変更届」を併せてご提出ください。

種類	給付事由	給付金額等	給付金品請求時に必要な書類	
祝金	結婚	会員が結婚したとき	20,000円	・婚姻届受理証明書もしくは夫婦の戸籍謄本 ※1回に限ります。
	出生	会員又は会員の配偶者が出産したとき	10,000円	・母子健康手帳、出生届受理証明書、戸籍謄本のいずれか一つ
	20歳祝	会員本人が満20歳になったとき	10,000円	・健康保険証又は運転免許証
	銀婚	会員が結婚して満25年を迎えたとき	10,000円	・入籍日から25年・50年経過後の戸籍謄本
	金婚	会員が結婚して満50年を迎えたとき	10,000円	
祝品	入学	会員の子が小学校・中学校に入学したとき	5,000円相当	・就学通知書、健康保険証、在学証明書のいずれか一つ
	継続会員	会員期間が満5年を経過したとき	5,000円相当	・最長30年経過まで
		会員期間が満10年を経過したとき 以降10年経過した毎に		
見舞金	入院	会員が連続して14日以上入院したとき	10,000円	・入院期間が記載されている病院の領収書又は診断書 ※傷病及び回数にかかわらず同一年度内に1回に限ります。
	障害	会員期間中に生じた傷病により、身体障害者福祉法に定める身体障害状態になったとき	20,000円	・身体障害者手帳 ※入会後に生じた事由により、初めて身体障害者になったときに請求できます。
	住宅災害	会員の居住する家屋及び家財が、火災により損害を受けたとき	10,000円	・消防署で発行する罹災証明書
弔慰金	会員死亡	会員期間5年以上	30,000円	・死亡事項と請求者との続柄が記載されている戸籍謄本又は住民票 ・振込先の口座番号 ※会員死亡の場合、受取人として請求できる範囲は、次のとおりです。1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 6.兄弟姉妹
		会員期間5年未満	10,000円	
	家族死亡	会員の配偶者が死亡したとき 会員の実父母・養父母が死亡したとき 会員の子が死亡したとき	10,000円	・死亡事項と請求者との続柄が記載されている戸籍謄本又は住民票 ・24週以上の死産のときは、医師の証明書又は死産届出受理証明書 ※父母の場合、実父母・養父母にかかわらず、父母それぞれ1回に限ります。

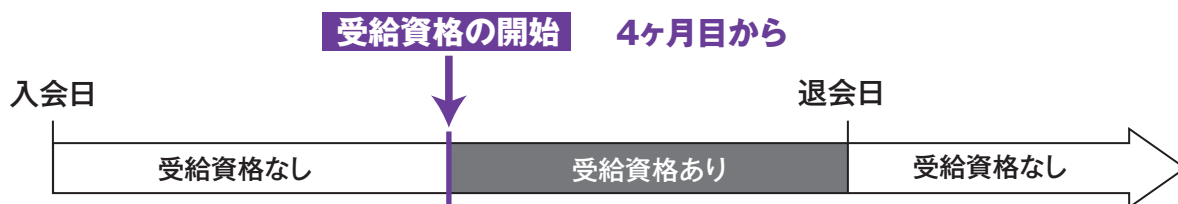
(重要) 給付金品請求時に必要な書類は、写しをもって請求することができます。

※注意事項

- ・会員死亡弔慰金は、同一家族に複数の会員がいる場合、家族死亡弔慰金との重複給付ができません。
- ・入院され退院することなく死亡された場合は、入院見舞金を給付しません。
- ・住宅災害見舞金は、生計を一にする家族に、複数の会員がいる場合、1件のみの給付になります。
- ・会費の納入が滞っている会員からの請求には応じません。
- ・不正行為により給付を受けたときは、その返還を請求します。
- ・すべての見舞金・弔慰金は、給付事由の発生原因に災害救助法が適用されたときは給付しません。

受給資格

給付金の請求は、受給資格を得た日以降から退会するまでに発生した給付事由が対象です。



※会員死亡の場合は死亡日が退会日となりますが、死亡日から1年以内に会員死亡弔慰金を請求することができます。

請求方法

「給付金請求書」を記入のうえ、必要書類を添付して、窓口または郵送にてご提出ください。
 なお、書類不備の際に備え、窓口へお越しいただく際は、請求人の印鑑をご持参ください。
 書類は巻末の用紙をご利用いただくか、当共済ウェブサイトダウンロードすることができます。

請求期限

給付金の請求期限は、給付事由の発生した日から1年以内です。

※入学祝金及び継続会員祝品の請求は対象年度内です。



支給方法

給付金は、つぎの方法により支給します。

- 銀行振込みをご希望のときは、給付金請求書の振込依頼書に記名してください。
- 請求者以外の方が給付金を受領するときは、給付金請求書の委任状欄に請求者本人が記名し、委任された方が受領者欄に記名押印してください。
- 委任の際、請求書と受領者の氏名が同姓でも、異なった印鑑を使用してください。
- 振込みの場合、口座名義は、請求者と同一に限ります（会員死亡時は請求者の口座）。

給付の制限

以下の場合、給付を制限もしくは停止します。

- 入院後、退院することなく死亡された場合は、入院見舞金の給付はなく、会員死亡弔慰金のみを給付します。
- 住宅災害見舞金は、生計を一にする家族に複数の会員がいる場合、1件のみを給付します。
- 会費の納入が滞っている場合は給付できません。
- 給付事由の発生原因が、会員または給付受給者の故意または重大な過失による場合は給付できません。
- 不正行為により給付を受けたときは、その返還を請求します。
- すべての見舞金・弔慰金は、給付事由の発生原因に災害救助法が適用されたときは給付できません。